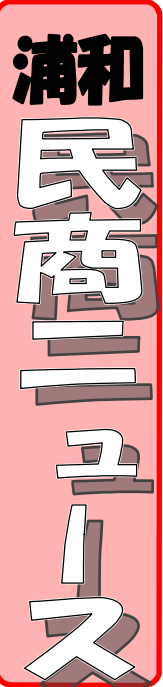




# 秋の運動セミナー、班長学習会を開催しました

浦和民商秋の拡大状況9/1より 会員2、新聞2、婦人部1、共済会3



発行  
浦和民商工会  
www.minsyoo.jp  
さいたま市浦和区本太5-38-3  
TEL: 886-5200  
FAX: 886-5454  
urawa@minsyo.jp



## 秋の運動セミナー第一弾 『社会保険加入対策学習会』

9月25日(日)午前10時より正午まで、さいたま教育会館にて桜区会員で、特定社会労務士の三上賢市さんを招き社会保険と国民健康保険のしくみの違い、両方のメリット・デメリットについて学習しました。参加は20名でした。社会保険のメリットは、国民健康保険には無い傷病手当金、加入者本人が、病気や怪我をしてやむなく労務不能になった場合、標準報酬月額30万円の人は、満額で合計365万支給される。出産手当金産前42日、産後56日標準報酬月額30万円の方は98日間休業した場合、約65万円支給されるものです。また社会保険は国民130万未満の収入であれば配偶者は第3号被保険者となり年金がもらえる制度などがあります。



然しながらやはり高過ぎる社会保険料は大いに改善すべき点があります。三上先生は、①社会保険料(税)引下げと直接支援、減免制度の確立②協会けんぽの財政建て直し③法律で定める『納税緩和制度』の周知徹底と、年金事務所に申請書類の完備を求める運動の必要性をあげこれからの運動の視点にして頑張りましょうと締めくくりました。参加した方は、三上先生の大変分かりやすく資料と話に大変参考になったとの感想が寄せられました。社会保険についての分からないことは、事務所までお尋ねください

## 浦和民商班長学習会を開催

9月25日(日)午後1時30分より午後5時まで、セミナーのあと開催しました。20名の参加でした。経営対策部三役の木下副会長のあいさつのもと、常任理事の五十嵐美恵子さんの『ようこそ民商』の講義があり、浦和民商の歴史、情勢などちりばめた豊かでお話をいただきました。休憩を挟んで、三役会計の佐藤信一さんから『全商連基本方向』の講義があり、民商の業者運動の成り立ち、運動の意味と大切さを丁寧にお話いただきました。最後は常任理事の岡田和也さんによる『班・支部活動の手引き』を明るく元気に班活動と支部活動の活動が民商運動の根幹を成しているということをお話していただきました。民商運動は理念は、全中小業者の営業と暮らしを守ること。運動を進める力は、組織を拡大することの思いを最後に香田会長が閉会あいさつで結びました。



## 婦人部より署名のお願い

◎12月県議会に提出する所得税法56条の廃止を求める  
請願署名3000筆を目標に11月末日まで集めています。配偶者、家族従業員の給料を認めない、明治時代の家長制度そのままの所得税法56条の請願を国に上げるよう意見採択を求める署名です。ご理解いただける方、ぜひご賛同いただける方は役員・事務所まで連絡をください。  
本日の新聞に署名用紙を折り込みました。御協力よろしくお願ひします。  
浦和民商婦人部役員一同

## 第5回うらわ民商まつり開催決定!! お店を地域の人にアピールする絶好のチャンス!

2016年10月30日(日)

午前10時~午後3時

☆雨天の場合は11月3日(祝・木)☆

浦和民商事務所横

今年も名物餅つき大会をメインに賑やかに行ないます。その他野菜販売、花屋、バザー、焼き鳥、パンなどの販売に会員さんの商品展示、住宅相談員による住宅リフォーム相談など盛りだくさんの内容で開催します。ぜひお出かけください。

『まだ若干の余裕アリ』

◎出店希望の方は民商までご連絡を。  
出店料500円



## 青年部からお知らせ

### 青年部決算懇親会を開催します

日時: 2016年10月7日(金) 19時~

参加費; 2千円

会場: 北浦和駅東口駅前店居酒屋 千年の宴  
青年部のみなさんぜひご参加ください!

詳しくは青年部担当事務局花井まで。

## 国民年金未納の特別催告書が送られてきたら 『必ず開封し浦和民商に連絡を』

400万以上の所得のある人で国民年金が13ヶ月以上未納の人17万人に特別催告書が来ています。実は400万以下の人にも最近どんどん送っています。『消えた年金問題』はまだ解決していないのに棚上げで、延滞税を課することや差し押さえ、配偶者や扶養の人は世帯主の差し押さえを行なうとの徴税強化をしています。まず送られてきたら封を開けて中身を確認して浦和民商に電話をしてください。対処せずほっておくと事態を悪化させることとなります。